

# 安平町では9月から申請の受付開始を予定しています



## 臨時福祉給付金について

平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられたことに伴い、所得の低い方々への負担の影響を緩和するための措置として、臨時福祉給付金を支給することになりました。

### 給付対象者は？

平成26年1月1日時点で安平町に住民登録し、平成26年度分市町村民税（均等割）が課税されていない方。（ただし、ご自身を扶養している方が課税されている場合や生活保護受給者の方は対象外となります）

### 給付額は？

給付対象者1人につき10,000円（次に該当する方は5,000円を加算）

{ 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者 }  
  { 児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者 }

### 申請手続は？

安平町では、9月1日から12月1日までの3か月間で申請受付を予定しています。

### 支給時期は？

申請受付日から、審査と口座振り込み事務を経て、およそ1か月以内を予定しています。

### - 注意！ -

- 受け取ることができるのは、どちらか1つの1回の給付金です。
- 申請時期や支給時期は市区町村によって異なります。
- この給付金に関して、給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報詐取」の被害に遭わないようご注意ください。
- ◆安平町や厚生労働省などからATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ◆安平町や厚生労働省などが住民の皆さんの世帯構成や生年月日等の個人情報を照会することは、絶対にありません。